

れいわ ねんど だい かい
令和5年度 第1回

あおもりししょう しゃじりつしえんきょうぎ かいしりょう
青森市障がい者自立支援協議会資料

にちじ れいわ ねん がつ にち すい じ
日時：令和5年5月24日（水）10時～

ばしょ あおもりしそごうふくし かい だいしゅうかいしつ
場所：青森市総合福祉センター 2階 大集会室

◆ もく じ ◆

- 1 そうだんし えんたいせい きょうか じゅうじつ む おも とりくみ 相談支援体制の強化・充実に向けた主な取組について P 1
- 2 ちい きせいかつきよてん ほうこくけい いじむ きやくしりょう 地域生活拠点報告経緯事務局資料 P 3
- 3 ちい きせいかつきよてん ぶ じぎょう かん じぎょう ほうこく 地域生活拠点部事業に関する事業報告 P 5
- 4 しょう しゃし えんし せつこうようえんち いきせいかつきよてん ぶ かん じぎょうけいかく 障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部に関する事業計画 P 13
- 5 れいわ ねんどだい かいあおもりししょう しゃじりつしえんきょうぎかい ぎ じょうし 令和4年度第3回青森市障がい者自立支援協議会議事要旨 P 17

相談支援体制の強化・充実に向けた 主な取組について（令和4年度実施報告）

1 背景

青森市障がい者自立支援協議会から提出された「青森市における今後の障がい者に対する相談支援体制のあり方に関する提言」の中で、「相談支援事業所間の連携強化」の取組として提言されたもの。

相談支援事業所間の顔の見える関係性の構築による連携強化、相談支援専門員の資質の向上、計画相談支援を求める当事者に必要時に支援を提供できる体制の構築を目的に委託相談支援事業所を中心とした圏域化の取組を行っている。

2 令和4年度の主な取組内容

(1) 圏域におけるケース検討や勉強会等の開催状況

（参加者：委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、市 1回/月で実施）

① ケース検討

複合的な課題（本人の障がい受容がなく支援を受入れないケース、医療的介入に拒否が強く病状が不安定な状況で地域生活を継続するケース、虐待・金銭的困窮・妊娠等の課題が共存するケース等）を有するケースへの支援方法の検討、圏域内で実施した勉強会のテーマ（発達障がいや障がいのある方の就労支援等）に連動した内容でのケース検討、また、雪問題など本市で暮らす障がいのある方に共通した課題への対応等について、ケース検討を行った。

圏域	青森 ちゅうおう 中央	すばる	はちこう 八甲	やましろ	ほたる	けい 計
回数	6回	6回	5回	5回	3回	25回

② 勉強会

- 課題分析の質の向上のため新たにアセスメントシートを作成。モデルケースを基に実際にアセスメントを行いサービス利用計画を作成し意見交換を行った。
- 発達障がいや就労支援等各事業所が得意な分野について講師となり勉強会を実施。
- 災害時における相談支援事業所が行う支援（災害時の要支援者の洗い出しや日頃の支援における災害時を想定した働きかけ）について検討。

圏域	青森 ちゅうおう 中央	すばる	はちこう 八甲	やましろ	ほたる	けい 計
回数	2回	4回	2回	2回	5回	15回

③ 情報交換・その他

- 地域の社会資源（障害福祉サービス事業所や障がいのある方が利用可能な制度・サービス等の社会資源の洗い出しやそれらの特色等）についての情報交換。
- 圏域会議の運営や取り上げるテーマについての意見交換。

圏域	青森 ちゅうおう 中央	すばる	はちこう 八甲	やましろ	ほたる	けい 計
回数	3回	2回	4回	5回	3回	17回

〇実施効果

〇経験や基盤となる職種が異なる相談支援専門員が多様な視点から意見を出し合い、情報共有を図る等の取組により、相談支援の質の向上につながっている。

〇取組を実施するにあたり、圏域内での話し合いにも多くの時間を取っており、お互いに話し合いや意見交換をすることが、相談支援専門員同士の顔の見える関係性の構築、連携体制の強化にもつながっている。

(2) 圏域内でのケース受入体制の共有状況

①圏域毎の新規相談ケースの受入れ可能件数（2週間単位）の共有

- 〇圏域毎に特定相談支援事業所が今後2週間の新規受入可能件数を委託相談支援事業所に報告。
- 〇委託相談支援事業所は圏域内の特定相談支援事業所の受入可能件数を集約した共有シートを作成し、圏域内の特定相談支援事業所で受入委可能件数を共有。

②委託相談支援事業所で全圏域の受入可能件数を共有

- 〇障がい者支援課において全委託相談支援事業所に送付し共有している。

〇実施効果

〇各事業所が圏域内の事業所の状況が把握でき、自身の事業所で状況的に即自の対応ができない場合であっても他の事業所を紹介し、つなげることができている。

〇他圏域に居住する方の相談に対して、全委託相談支援事業所で受入れ状況の情報共有をすることにより、相談を希望する方に円滑に担当する事業所を紹介できる体制が取れている。

(3) 委託相談支援事業所による特定相談支援事業所の後方支援の実施

- 〇特定相談支援事業所が対応に苦慮するような場合に対応等について助言を行ったり、必要に応じて訪問に同行するなどの支援を実施。
- 〇金銭管理、住居等の確保や定期的な訪問等による地域生活継続のための助言等、地域生活を継続する上で密な支援が必要となるケース等においては、生活上の支援を委託相談支援事業所、サービス等の利用に関する援助を特定相談支援事業所が担う等、役割分担をした上で共にケース対応を行った。

圏域	青森 中央	すばる	八甲	やましろ	ほたる	計
実人数	3人	6人	5人	8人	2人	24人
延べ件数	10件	16件	16件	182件	2件	226件

〇実施効果

〇複合的な課題への対応が必要となるケース等において、委託相談支援事業所が助言や同行支援を行うこと、状況に応じて特定相談支援事業所と役割分担し、共にケース対応を行う体制が構築され、障がいのある方の状況に応じた支援を行うことが可能となっている。

Ⅲ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆目標値設定に当たっての考え方

現在、親等の支援により、障害福祉サービスを必要としない障がい手帳交付者であっても、加齢等に伴う障がいの重度化が想定されるほか、アンケートの結果、40歳未満の方の介助や介護を行っているのは8割以上が親と答えていることを踏まえると、親亡きあとも地域で暮らし続けることをサポートする仕組みづくりが必要です。

地域生活支援拠点等は、障がいのある方の地域での暮らしを守ると同時に、地域移行を進めることを目的とし、5つの機能「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を有する支援体制です。本市では、令和2年度に1カ所整備されます。

今後は、国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を、年一回以上実施することを目指します。

◆目標値

令和3年度から5年度において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する。

◆目標値達成に向けた取組

「青森市障がい者自立支援協議会」を地域生活支援拠点等の運用状況の報告及び検証の場とし、より地域のニーズに即した機能を有する支援体制が構築されるよう検討する場としていきます。

以上、「青森市障がい福祉計画第6期計画」より抜粋

れいわ ねんど
令和4年度

ちいきせいかつしえんきよてんじぎょう
地域生活支援拠点事業に

かん じぎょうほうこく
関する事業報告

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

せい よう かい
清 養 会

しょう しゃしえんしせつ
障がい者支援施設

こう よう えん
幸 養 苑

地域生活支援拠点に関する方針

社会福祉法人 清 養 会
障がい者支援施設 幸養苑

1 主旨

障害者総合支援法の骨格である地域生活移行を推進するためには、地域の核となる圏域ごとの拠点整備が不可欠である。一方、障害者支援施設は、入所により障害者の生活を支援する施設として障害福祉の中で大きな役割を果たすとともに、「地域生活拠点」の整備においても、中核的な機能を担うことが求められているものとして積極的に短期入所支援等対応してきた。このような状況を踏まえて、施設に期待される役割・機能・地域の基盤として積極的に発揮していくために「地域生活支援拠点事業」〔多機能型〕を令和3年4月より新たに「地域生活支援センター棟」増設し、拠点事業を正式に開始することとした。

2 拠点における主な機能

(1) 相談

ワンストップ・初期対応の相談窓口の確保
〔主な窓口は、地域生活支援コーディネーターとする。〕



できる限り行動障害のある方等対応困難事例や触法行為者の支援等も含めて、スピーディかつ専門的に対応できるよう整備する。
必要に応じて、デイサービスセンターケヤキ相談支援専門員からの協力を仰ぐ。

(2) 緊急対応の受入・対応

短期入所等の活用
拠点事業所として、更に短期入所機能の強化を図るとともに受入後、一定期間内に、地域での関係者等に働きかけ、次のステップに向けての調整会議等企画していく。また、必要に応じて医療機関との連携も図る。（調整会議に関する設定等…地域生活コーディネーター等対応）
なお、緊急受入強化のため令和3年4月より新設した「地域生活支援

センター「ケヤキ」一階に新たに短期入所用個室2を増設し、対応を強化する。(内一室は緊急受入のために可能な限りで空床確保する。)

(3) 体験機会の確保
将来の地域での自立した生活等を目標に、日常生活の支援等を通じて体験等の機会を計画する。地域ニーズの把握等段階的に実施を検討していく。

(4) 専門的人材の確保
専門的対応の充実を図り、職員の資質向上のために研修会等を企画する。併せて、地域における障害福祉に関する啓発活動等に努める。

(5) 地域の体制づくり
自立支援協議会との連携の強化を図り、発生課題等に関する検討・アドバイス等必要に応じて、協力を求める。
(なお、地域生活支援事業の取組については年一回自立支援協議会内で報告するものとする。)

また、地域の学校関係との連携も強化し、現場実習や交流活動の促進等に寄与する。

※以上の対応方針に基づいて、令和4年度は概ね別紙「主な対応概要」のとおり実施してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症でのオミクロン株流行等の背景から体験利用等なかなか実施できない状況だった。

また、緊急受入等についても可能な限り対応しているが、令和4年4月期及び令和5年1月期においては当施設で新型コロナウイルス感染者が複数発生したことから一時的に受入を制限せざるを得ない時期もあった。

「令和4年度地域生活支援拠点事業に関する主な対応概要について」

1 相談

現在までも、各関係機関等（相談支援事業所）からの照会や相談があり、可能な範囲で対応している。（電話等での相談件数は月10数件程度。主に行動障害のある方の支援・触法行為者の生活支援等に関する相談が中心だった。また、相談内容に応じて短期入所での緊急受入等を実施している。現在は、障害児に関する短期入所等の相談が増加傾向にある。）



(24時間体制の確保)

緊急相談や緊急対応の夜間や休日対応については、本体施設「幸養苑」夜勤職員・休日出勤職員が相談窓口として対応。

夜勤職員・休日出勤職員より速やかに苑長（地域生活支援コーディネーター）及び副苑長へ〔必要に応じて地域生活支援員へ〕相談連絡が入る体制を現在まで確保している。今後も継続して対応予定とする。

※触法行為者主な対応

がいようしょうりやく
概要省略

2 きんきゅうたいおう うけいれどう
緊急対応の受入等
(短期入所対応等)

さくねんどどうよう おお きんきゅううけいれ じっし おも うけいれじゅう よういくしゃ きゅうびょう
昨年度同様、多くの緊急受入を実施。主な受入事由は、養育者の急病・
たいしょうしゃ もんだいこうどう はっせい かてい ぼうりよくこうい はそんこういどう たいおう
対象者の問題行動の発生〔家庭での暴力行為・破損行為等〕による対応
こんなんなど しゅいん とく よういくしゃ きゅうびょうどう はっせい きんきゅうてき
困難等が主因となっている。特に養育者の急病等の発生から緊急的に
たんきにゅうしよいらい う まいつき かいていど はっせい
短期入所依頼を受けるケースについては毎月2～3回程度の発生がある。
ほか そうだんしえんじぎょうしよなど いらい かていない よういく こんなん
その他、相談支援事業所等からの依頼から、家庭内での養育が困難となり
いちじてき うけいれ ふくすうけん
一時的に受入しているケースも複数件あった。

とく さいきん じどうかんけい うけいれそうだん ぞうかけいこう
※特に最近では、児童関係の受入相談が増加傾向にある。

【・特徴的な事案1、現在も継続して短期入所支援しているケース概要】

がいようしようにやく
概要省略

とくちやうてき じあん かてい もんだいこうどうなど たほつ たいおう こんなん
【・特徴的な事案2、家庭での問題行動等が多発し対応が困難と
されたケース事例】

がいようしようにやく
概要省略

がいようしょうりやく
概要省略

とくちょうでき じあん じへいしょう つよ じどう かにい
【特徴的な事案3・自閉症の強い児童、家庭よりのヘルプ…】

がいようしょうりやく
概要省略

3 体験機会の確保
地域生活支援センター棟内に体験利用室（個室1）を設置し、対応予定と
しているが、新型コロナウイルスの影響もあって実現できていない。2月1
6日～17日には、積極的に体験利用（家族のレスパイトケアを中心に）を
行っている福島市社会福祉法人父の夢の運営施設に中村・地域生活支援員の
2名で見学研修を実施し、今後の参考とした。

4 専門的人材の確保等
現在まで、「強度行動障害モデル事業」及び「強度行動障害支援体制構築事
業」等実施してきた実績を活かしながら積極的に対応困難な行動障害事例
等に関する受入環境整備・支援のノウハウ等に関する研修等を企画し、
人材育成・確保等に努める。

※3月10日に、地域生活支援拠点事業研修会を開催した。
研修会では、各事業所での「高齢化対策」を主眼に青森県知的障害者福祉
協会と合同で企画した。

〔午前・青森県知的障害者福祉協会担当〕

実態調査報告…青森県知的障害者福祉協会が令和4年度実施した

「高齢化に関する実態調査」報告。報告者…社会福祉法人義栄会施設

長沢田様その他、事業所での対応事例の発表。青森市からは、徳誠園で施設
入所支援している100歳の方の事例発表があった。

〔午後・地域生活支援拠点事業部担当〕

講演 「高齢化の現状と支援のあり方について」

～早期に気づき対応するために～

講師…国立のぞみの園 研究員 岡田 裕樹 氏

5 地域との連携・体制づくり

地域生活拠点コーディネーターとして対応にあたる中村が現在まで、青森
第二養護学校評議員・青森県知的障害者福祉協会会長・青森県
障害児者生活サポート協会理事長・青森県生涯学習審議委員・青森県
社会教育委員・〔青森市障がい者自立支援協議会会長〕等を務めている
環境を活かし、積極的に地域との連携強化等を推進していくよう努めて
きた。

【連携例・新型コロナウイルスへの対応について】

① 社会福祉施設職員等集中検査への協力

青森県からの依頼を受けて、8月期及び12月～3月まで実施された施設職員を対象とした集中検査実施に際しての照会窓口として対応。
(県知的障害者福祉協会として依頼され、幸養苑で対応。)

② 新型コロナウイルスに関連した要望書の提出

・青森県手をつなぐ育成会と青森県知的障害者福祉協会（会長中村）が協同で、主に地域で生活する障がい者及びその家族へのコロナ対応の強化等に関する要望書を令和4年10月12日青森県知事宛てに提出した。

【その他・参考事例】

・11月22日～27日まで、福岡市民間障害福祉事業所連絡協議会からの依頼を受けて、福岡市にて講演・座談会等行ってきた。講演では、「行動障害のある方の支援、現状と課題等」について実施。座談会では、拠点事業・基幹相談センターの役割について連絡協議会側と意見交換。
また、7月に発生したNPO法人さるくの事件に関して前熊本大学教授高原朗子氏や久留米市の当事者団体代表等と強度行動障害のある方の現状等について意見交換を行った。（なお、福岡市で実施している基幹相談体制等に関する資料については、今後の参考としていただくために障がい者支援課側にも提供する。）

障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部に関する事業計画（案）

1 運営方針

現在、総合支援法の基本理念に基づいて地域生活移行が進められているが、障害の重度化や「親なき後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の充実が急務となっている。そのためには、地域に存在する様々な資源を効率的かつ効果的な地域生活の構築や地域で障害児者が安心して生活するため緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が不可欠な要素である。また、重度者や強度行動障害児者等支援が困難な障害児者への対応が十分ではないという指摘もある。

このような情勢を踏まえて「地域生活支援事業」を圏域ごとに1か所以上設置する方向となった。幸養苑では、「地域生活支援センター棟」開設により、令和3年4月より青森市より「地域生活支援拠点事業（多機能型）」としての認定を受けて、正式に開始することとなった。特に様々な課題を抱えた障がいのある方の緊急受入については、引き続き厳しい情勢にあり、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう一層努力する必要がある。

2 拠点としての機能

地域生活支援拠点として、主に下記の機能を中心に対応するものである。

(1) 相談

地域コーディネーターや地域生活支援員が中心となって相談を受け、（可能な限り24時間体制で）コーディネート等の相談支援・日常生活支援・直接処遇のアウトリーチ支援を中心を実施する。

(2) 体験の機会・場の提供

地域生活移行のための生活訓練等を中心とした体験利用や緊急時に備えた体験利用、その他必要とされる障害福祉サービスの体験利用の機会を整備する。

(3) 緊急時の受入・対応

地域生活支援員等を中心に、緊急受入相談の対応及び緊急のサービス提供（短期入所・一時支援）を実施する。また、必要に応じて緊急受入網のネットワーク構築に努める。

(4) 人材の育成等

障害福祉関係者を中心とした研修会の企画等人材の確保・育成・資質の向上等を図る。

(5) 地域の体制づくり

地域の障害福祉サービス事業所・自立支援協議会・行政機関等と連携し、安心して生活できる環境の構築に努める。

3 拠点機能としての具体的な対応予定等

(1) 相談

地域生活支援員等配置し、様々な相談へ対応する。夜間及び休日等においては、幸養苑夜勤者又は休日出勤者が窓口対応を行い、その内容に関して速やかに地域生活支援員等へ連絡し、対応を仰ぐ。

※サービス利用計画等サービス利用に関しての相談について、ケヤキ相談支援専門員から協力・アドバイスを受けて、相談支援事業所へつなげるよう努める。

(2) 地域生活支援事業関係

【青森市障害児等巡回療育支援】

保育所・幼稚園等において、対応が苦慮される障害児等に関して適切な発達支援等に関するアドバイス等を行い、安心して保育・幼児教育ができる環境配慮を推進するため、巡回指導専門員〔地域生活コーディネーター〕が保育所・幼稚園等を訪問し、対応する。

【青森市緊急短期宿泊事業】

青森市緊急短期宿泊事業の委託に基づいて、虐待等の背景により緊急的に対応が必要となり青森市より委託を受けた場合に実施する。

【日中一時支援の提供】

在宅障害児・者を対象として、主に家族・養育者のレスパトケア等を目的に日中一時支援を提供する。(定員…5名予定)

(3) 体験の機会・場の提供

地域生活センター棟1階に体験利用室1室を確保する。生活体験利用希望の場合には、生活訓練プログラムに基づいて種々の生活訓練をサポートする。ただし、現段階で計画段階の過程にあり、今年度は他県の実績等参考にしながら実施に向けて検討に入ることとする。

(4) 緊急時の受入・対応

在宅生活における緊急相談に対応するとともに、緊急受入室として一室確保する。(地域生活支援センター棟1階)なお、幸養苑で対応困難な状況を想定し、緊急受入のためのネットワークづくりに努める。

(5) 人材の育成等

【マンパワーの育成等】

現在まで実施してきた青森県自治研修所主催の「青森県行政機関新任職員体験学習」については、今後も継続して対応する。なお、学習実施時には、障害特性や障害福祉サービスの現状等について地域コーディネーターが講義し、障害福祉サービスの理解と障害特性の共有理解を深め、共生社会づくりに寄与する。

また、学生等の施設実習等においても事前に講義を実施し、適正に理解を深めていただけるよう配慮する。

こうかいけんしゅう きかく
【公開研修の企画】

- ・実施予定日…令和6年2月15日
- ・実施予定内容…居住支援のあり方と行動面で課題のある方への

支援について
講師…社会福祉法人 京都ライフサポート協会
理事長 樋口 幸雄 氏

ぎょうせいせつめい
【行政説明】

令和6年度報酬改定の概要等について
説明者…日本知的障害者福祉協会
事務局 長 末吉 孝則 氏

ちゅう じっしじき かいさいないようとう げんだんかい よていあん
【注…実施時期・開催内容等については、現段階での予定案とする。
しんがた かんせんじょうきょうなど へんこうなど
新型コロナウイルス感染状況等により、変更等あり。】

ちいき たいせい
(6) 地域の体制づくり

地域の障害福祉サービス事業所が連携して、安心して生活できる環境
づくりと共生社会推進に貢献できるよう、地域の関係団体〔福祉協会・
じりつしえんきょうぎかい いくせいかいなど ひつよう おう いけんこうかんなど じっし
自立支援協議会・育成会等〕と必要に応じて意見交換等を実施する。

しんだん
4 地域診断

青森市内の将来的な拠点のあり方・充実等を推進する意味でも、段階的に
具体的な地域診断に取り組んでいく。

ステップ1…地域のニーズや対象者を整理してみる。

地域でどんな人が困っている？（サービスにつながっていない
ひと たいおう こんなん にん
人・対応が困難とされる人etc)

ステップ2…地域資源を整理してみる。

既存の資源は？ 不足している資源は？

【診断目標…3年以内に相関図を作成・地域生活拠点の5機能の成熟度等の
もくひょう いない そうかんず さくせい ちいきせいかつきよてん きんのう せいじゆくどなど
とうたつど あ ひょうかど あ さくせいなど
到達度合い、評価度合いの作成等】

※特にここ数年障害児を中心に緊急短期を含めた短期入所等レスパイト
ケアへの要望が高まっている。潜在的なニーズも含めて地域ニーズの
てきせつ はあくとう つと
適切な把握等に努めたい。

ほか
5 その他

(1) 地域生活拠点事業に関する対応状況等については、年一回青森市障がい者自立支援協議会に報告する。

(2) 処遇困難事例の対応等でより専門的・総合的な対応が必要と判断される場合には、必要に応じて青森市障がい者自立支援協議会で対応協議を依頼するとともに、関係者を参集してのケース検討会開催に向けて

ちょうせい
調整する。

- (3) その他、必要に応じて行政等関係機関との協議する機会を設けるよう努める。

さんこう
～参考～

【地域コーディネーターの圏域での関わり（役割）】

- ・青森県運営適正化委員会委員（運営監視部）
- ・青森市障がい者自立支援協議会会長
- ・青森県地域福祉推進計画委員会委員
- ・青森県知的障害者福祉協会会長
- ・青森県障害児者生活サポート協会会長
- ・青森第二養護学校運営協議会委員
- ・東奥保育・福祉専門学院学校評価委員
- ・青森県障害者社会参加推進協議会委員
- ・青森県障害者スポーツ大会実行委員
- ・青森県福祉認証制度推進委員
- ・社会福祉法人 アルバ評議員
- ・青森市手をつなぐ育成会会長（令和5年5月～予定）
など

令和4年度第3回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日時 令和4年10月19日(水) 10:00~12:00

場所 青森市健康増進センター(しあわせプラザ) 3階 大会議室

出席者 (委員) 中村委員、田中委員、常田委員、加藤委員、佐藤委員、粕谷委員、平野委員、高杉委員、中野委員、西脇委員、藤川委員、狭間委員、小山田委員、阿保委員、谷川委員(計15名)

(欠席) 高橋委員、長谷川委員、野呂委員、鹿内委員、船水委員
(事務局) 障がい者支援課 竹谷課長、山口主幹、長谷川主幹、斎藤主幹、渡邊主査、高坂主査、竹内主査、三上主事

1 開会

2 障がい者支援課課長あいさつ

3 新委員紹介

4 講話

「被災者支援のための取組」 講師：青森市総務部危機管理課
資料2講話資料により「被災者支援のための取組」についての講話を実施

5 各部会での協議及び各部会からの活動報告

※ 各部会での協議後、協議内容を部会リーダー等から報告

【みんなの未来部会】

(委員) 講話を受けて災害に際して普段からどのような備えをしているのか意見交換を行った。様々な意見の中で、最終的には普段から支援者と災害時にどうするかということ話し合い、それをサービス等利用計画等に盛り込んでいくことが良いのではないかと話になった。

【就労支援部会】

(委員) 令和6年度から就労選択支援という新サービスが創設されることが決まっている。詳細な内容については現時点で公表されていないが、今後就労継続支援A型・B型、就労移行支援事業所と勉強会を行ってみたいかどうかという提案があった。今後部会において検討していきたい。

【障がい児部会】

(委員) 令和4年8月22日に実施した「障がい児部会」の活動として、「令和4年度第1回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を開催した。事務局から医療的ケア児に関する取組内容等の説明及び報告があり、障害福祉サービス事業者への啓発活動を行ってきた結果、医療的ケア児の受入可能施設等が増加したとの報告があった。また、「あおもり親子はぐくみプラザ」からの医療的ケア児の調査報告では、昨年度作成した共通の調査様式を用いた調査報告及びケースに関する意見交換を実施した。

7 その他

青森県重度障害児(者)を守る会が主催する「医療的ケア児家族交流会」についての情報提供。

8 閉会

—以上—